



提供年月日	平成 28 年 5 月 27 日
担当部署	健康福祉部 健康増進課

「くさつ健幸ポイント制度」スタート！

市民の健康づくりへの動機付けや運動習慣の定着を目指して、市等が実施する健康づくり事業に参加したり、定期的な運動や特定健診等を受診し、ポイントがたまれば、QUO カードや賞品を進呈する事業を6月1日から実施します。「健康」と「ポイント」の両方を手に入れて、健康寿命を延ばしましょう。

【事業内容】

対象者：19歳以上（平成29年3月31日時点）の草津市にお住まいの方
実施内容

①ポイント対象メニューに参加して、ポイントをためる。

○＜対象メニュー＞

A	1P	個人で目標をたて、健康づくりを実践する（1日1ポイント、上限30ポイントまで） 例）ウォーキングをする、ラジオ体操に参加する、ストレッチやヨガをするなど
B	3P	特定保健指導、健康講座・健康イベントに参加する（1回3ポイント、上限30ポイント） 例）食と運動のヘルスチェックデー、みんなでトークなど
C	20P	特定健診等（特定健診・プレ特定健診・人間ドック・職場健診・歯科健診）を受ける（1回20ポイント、上限20ポイント）
D	10P	がん検診（胃・肺・前立腺・大腸・乳・子宮）を受ける（1回10ポイント、上限10ポイント）

○＜対象期間＞ 1月1日～12月31日

平成28年度に限り ポイント対象メニュー A：平成28年6月1日～12月31日

ポイント対象メニューB、C、D：平成28年4月1日～12月31日

②50ポイントたまったら、健康増進課窓口で景品（QUOカード）と交換（1人年度1回）

交換締切：平成29年2月28日

③抽選で賞品が当たる。

景品交換時に希望の賞品に応募してもらい、抽選で10人に総額20万円相当の賞品が当たる。

健幸ポイント制度とは

健診を受けたり、健康に関するイベントに参加するなど、健康づくりに取り組んでポイントをため、50ポイントたまると、QUOカード（500円分）と交換でき、さらに抽選で、10名にナノヘア 드라이ヤーなどの賞品が当たる制度です。